

ジェネリック医薬品差額通知を実施します！

共済組合では、医療費増高対策及び組合員の皆様の負担軽減を図ることを目的として、ジェネリック医薬品差額通知を実施しています。

ジェネリック医薬品差額通知は、組合員の皆様が医療機関等で処方された医薬品の支払額がジェネリック医薬品に切り替えた場合に、どれくらい減額されるのかをお知らせするものです。

●通知時期

11月中に組合員の皆様のご自宅へ送付します。

●通知対象者

ジェネリック医薬品差額通知は、調剤薬局や医療機関で薬を処方されている方の中で、比較的ジェネリック医薬品に切り替えやすく、かつ、ジェネリック医薬品へ切り替えをすることにより、切り替え前に比べて自己負担軽減額が一定額以上見込めるとと思われる組合員及び被扶養者が対象となります。

●ジェネリック医薬品への切り替えについて

この通知が届いた方が必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければならないものではありません。あくまで、組合員の皆様の選択肢のひとつとして、ジェネリック医薬品を検討していただく資料として通知するものです。

ジェネリック医薬品を使用してみたいとお考えの方は、効能等について、医師・薬剤師に相談してください。そのうえで、ジェネリック医薬品を使用していただきますようお願いします。

●ジェネリック医薬品差額通知の効果について

平成27年7月に「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りした方が、送付後の平成27年8月から平成28年7月までの1年間にジェネリック医薬品へ切り替えたことによる効果を測定しましたところ、削減できた金額は、月平均で約229,000円、1年間の累計では2,748,621円になりました。

◎月別の削減額

